

令和2年度

第1回理事会議事録

と き 令和2年7月16日（木）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通FNビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみ出席理事を含む。）
事務局 12人

【付議事項】

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について
- 議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部を改正する規則について
- 議案第3号 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会に付議する案件について

（報告事項）

- 1 大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の処分の理事会の専決処分について
- 2 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会の専決処分について
- 3 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分の理事会の専決処分について
- 4 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会の専決処分について
- 5 大阪府国民健康保険団体連合会安定運営資金積立金の処分の理事会の専決処分について
- 6 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事会の専決処分について
- 7 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第3号）の理事会の専決処分について
- 8 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会の専決処分について
- 9 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会の専決処分について
- 10 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会の専決処分について
- 11 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）の理事長の専決処分について
- 12 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）補正予算（第1

号)の理事長の専決処分について

- 13 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れの理事長の専決処分について

(議決事項)

- 1 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算(第1号)について
- 2 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 3 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

(認定事項)

- 1 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 2 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計決算の認定について
- 3 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
業務勘定
診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
抗体検査等費用に関する支払勘定
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 4 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
業務勘定
後期高齢者医療診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 5 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 6 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
業務勘定
特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
後期高齢者健診等費用支払勘定
- 7 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
業務勘定
介護給付費等支払勘定
公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 8 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について
業務勘定
障害介護給付費等支払勘定
障害児給付費等支払勘定

9 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

議案第4号 令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症対策としまして、対面する座席を避ける配置に変更させていただいております。また、会議室の換気につきましては、常に外気を取り入れる空調となっており、1時間ほどで室内の空気が入れかわるようになっております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和2年度第1回理事会」を開催させていただきます。開催にあたりまして、理事長からごあいさつ申し上げます。

理事長

皆さん、こんにちは。皆さん、各々の職場で新型コロナウイルス対策で大変お忙しい中、理事会にご参集賜りました。理事長として、心より厚く御礼申し上げます。

東京で今日は感染者数が281名と言っていましたが、留まることを知らないような気がいたします。実は、先日、先々日、東京で全国市長会の役員会がありました。現在、近畿市長会の会長をしておりますので、役員会に出席をいたしました。首長さん方は、みんなこの新型コロナウイルスで大変な努力を重ねておられます。中央の省庁はいろいろな方針を出されますが、それを実際に行うのは我々市町村なのです。全国で一律に学校を休校という方針が出ましたが、ある市長さんからは、県では、1人も出ていないのに学校をなぜ閉鎖しないとイケないのかという素朴な質問がありました。インフルエンザの場合は、1クラスで何人以上は学級閉鎖というように決めています。隣のクラスは閉まっていますが、ここは開いているということがあるのに、国は我々地方の実情をあまり詳しくわからないままに、バサッと大きな網をかけてくるという話が市長の中から出ていました。大阪においても油断をしていると大きな波が来るのではないかと思います。

それでは、日ごろ皆さん大変な努力を重ねておられる中で、本日の理事会を始めたいと思います。

まずは、新たに国からの要請を受けまして、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した医療機関の資金繰り対策として、診療報酬などの概算前払いを実施したところであります。実施に先立ちまして、補正予算などを専決処分として施行いたしておりますので、後ほど事務局から報告をさせていただきます。

また、先般、政府の第二次補正予算が可決をされ、19の事業が示され、そのうち2つの都道府県業務の一部が、我々連合会に委託をされるというふうに聞いております。これらの業務につきましても、感染拡大防止に貢献できるよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

本日の、そのほかの主な議題といたしましては、規則改正のほか、令和元年度の事業報告、決算などの通常総会に付議をいたします案件につきましてお諮りをするものでございます。コロナ禍の中、このような状況下での開催となり、効率よく進めてまいりたいと思いますので、議事進行へのご協力をお願いいたしまして、開会についてのあいさつとさせていただきます。

本当だったら、みんなウェブ会議はどうなのかと言いますが、ウェブ会議というのは味

気ないもので、言いたいことも言えないし、このように顔を見たほうがみんな安心感あるでしょう。そのような意味で、きょうは理事さんに集まってもらって、いろいろと話を聞いていただきたいと思いましたので、理事会を開催いたしました。どうか、最後までよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数 21 名中、出席理事は、出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含め 21 名です。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。

それでは、本会規約に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議長

わかりました。それでは、皆さんよろしく願いいたします。

まずは、本日の議事録署名人に、本会副理事長、本会専務理事をご指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

また、出席指定書により出席の皆さんも、議事に対するご質問、ご意見等がございましたら、遠慮なくご自由にご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、まず、議案第 1 号及び第 2 号の案件に入ります。「各種規則の一部改正について」であり、これらを一括議題として、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

よろしく願いします。恐れ入りますが、着座にて失礼します。

資料は、「令和 2 年度第 1 回理事会議案」をお願いします。1 ページをお開きください。

議案第 1 号「大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について」。本年 4 月に本会の機構改革を行った際、事務局組織規則を改正しましたが、その際、事務専決及び代決規則の中に対応している項番を改正できていなかったため、今回行うものです。改正前、改正後については、次の 3 ページ、下線部をご確認ください。

5 ページをお願いします。議案第 2 号「大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部を改正する規則について」。改正民法が本年 4 月 1 日から施行され、損害賠償請求権の消滅時効が 5 年に変更されたことに伴い、規則を改正するものです。改正前、改正後については、次の 7 ページの下線部をご確認ください。私からは、以上です。なお、この 2 案件につきましては、明日 17 日から施行することとし、適用は令和 2 年 4 月 1 日からとさせていただきます。よろしく願いします。

議長

どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの提案理由の説明につきまして、何かご質問等、ご意見ありますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、ただいまよりこの 2 件を一括採決とさせていただきます。

ただいまの議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 案件につきまして、原案どおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

どうもありがとうございます。ご異議なしとのことでございますので、本2案件は、原案どおりの決定といたします。

次に、議案第3号につきまして、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

よろしく申し上げます。

資料は、右上に「(別冊)」としています、議案第3号「令和2年度大阪府国保連合会第1回通常総会に付議する案件について」、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただき、目次のページをお願いします。報告事項は、本日13項目あります。1から10の案件につきましては、3月の書面理事会にて専決処分とさせていただいたものです。残りの3案件、報告事項11から報告事項13につきましては、緊急を要する案件のため、6月12日をもって理事長の専決処分として施行させていただいた案件です。

1ページをお願いします。1「大阪府国保連合会退職給付引当資産の処分の理事会の専決処分について」。令和元年度の退職者、定年7人、自己都合3人、合計10人の退職手当金に充てるため、退職給付引当資産1億8,861万5,098円を処分するものです。

3ページをお願いします。2「大阪府国保連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会の専決処分について」。財政調整基金積立資産は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても、運営の健全化を図ることができるよう設置している積立金です。手数料の10%を上限としております。毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うもので、令和元年度、同積立資産は7億6,848万2,000円を処分するものです。会計ごとの処分額は1から5に記載のとおりです。

5ページをお願いします。3「大阪府国保連合会減価償却引当資産の処分の理事会の専決処分について」。令和元年度の減価償却引当資産の取得に充てるため、同引当資産5億3,543万円を処分するものです。会計ごとの処分額は1から6に記載のとおりです。

7ページをお願いします。4「大阪府国保連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会の専決処分について」。機器更改に伴う電算処理システム導入作業経費及び積立資産の保有年限到達のため、同積立資産6,568万5,000円を処分するものです。会計ごとの処分額は1から4に記載のとおりです。

9ページをお願いします。5「大阪府国保連合会安定運営資金積立金の処分の理事会の専決処分について」。安定運営資金積立金は、事業運営上、大きな制度改革等による不測の事態が生じた際の財源を確保するため設置している積立金です。平成30年度から実施しております手数料改定に伴う激変緩和の財源ならびに、後期・介護のシステム更改費用に充てるため、同積立金2億6,005万8,864円を処分するものです。

11ページをお願いします。6「令和元年度大阪府国保連合会一般会計補正予算(第1号)の理事会の専決処分について」。

12ページ、13ページをお願いします。歳入歳出予算額の総額に、それぞれ449万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億8,327万5,000円とするものです。

16ページ、17ページ。歳出です。第4款の「積立金」です。この補正は電算処理システム導入作業経費積立資産について、予算編成上の積立可能額を予算計上しておりましたが、繰越金が当初の予想を上回ったことにより、積立上限額の範囲において積み立てる補正を行ったものです。

19ページをお願いします。7「令和元年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計

(業務勘定) 補正予算(第3号)の理事会の専決処分について」。

20 ページ、21 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,378万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額57億8,464万9,000円とするものです。

22 ページ、23 ページの歳入です。第1款「手数料」。国保の被保険者の減に伴い、レセプト取扱件数も減となると想定しておりましたが、取扱い件数が想定よりも多かったため、見込みの収入額が増加しました。それに伴い、第1款「手数料」の審査支払手数料と、第6款「繰入金」の財政調整基金積立資産繰入金の補正を行いました。

24 ページ、25 ページ。歳出です。第4款「積立金」。手数料の増収と各種経費の縮減による収入を財源に、減価償却引当資産として、積立上限額までの範囲において積み立てるための補正を行いました。第6款「諸支出金」。国保中央会に支払う国保総合システム等の各種負担金につきましては、レセプトの取扱件数をもとに算出しますので、取扱件数の増に伴い補正を行いました。

26 ページをお願いします。繰越明許費補正です。電算帳票システム更改事業費として、2,640万円を繰越明許費として補正を行いました。電子帳票システム更改事業につきましては、令和2年4月提供分から新システムへの切りかえを予定して開発を進めてきましたが、一部の帳票が新システムで対応できないということが判明しまして、年度内での対応が困難となったことから、令和2年度に繰り越し、引き続き、事業を行うことになったためです。

27 ページをお願いします。8「令和元年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第2号)の理事会の専決処分について」。

30 ページ、31 ページをお願いします。歳出です。第4款「積立金」。国保と同様、各種経費の縮減による財源をもとにし、減価償却引当資産及び電算処理システム導入作業経費積立資産の積立上限額の範囲において積み立てるための補正を行いました。

32 ページをお願いします。繰越明許費補正です。報告事項7と同じく、システム更改事業にかかる費用として、繰越明許費として補正を行いました。

33 ページをお願いします。9「令和元年度大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第2号)の理事会の専決処分について」。

36 ページ、37 ページの歳出です。第7款「積立金」。各種経費の縮減により、その財源をもとに、減価償却引当資産について、積立上限額までの範囲において積み立てるための補正を行いました。

39 ページをお願いします。10「令和元年度大阪府国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)補正予算(第2号)の理事会の専決処分について」

42 ページ、43 ページの歳出をお願いします。第3款の「積立金」です。予備費を財源として、減価償却引当資産について、積立上限額までの範囲において積み立てるための補正を行いました。

45 ページをお願いします。報告事項11から報告事項13までの3案件につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策として、資金調達が困難となった医療機関への診療報酬等の概算前払いの実施によるものです。この事業は、新型コロナウイルス感染症の対策により、資金調達が困難となった保険医療機関等が独立行政法人福祉医療機構等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するために、本来令和2年7月に支払われることとなっている5月診療分の診療報酬及び調剤報酬、又は訪問看護費などの一部を6月に受け取ることを希望する保険医療機関等に対しまして、概算前払として実施することになりました。この事業資金につきましては、全額国からの補助金で賄われることになっております。また、この概算前払いの事業に関する案件につきましては、本来総会の決議を必

要とするところなのですが、事案の緊急性を鑑み、6月12日に理事長の専決処分として施行されたものです。

すみません。45ページの11「令和2年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）の理事長の専決処分について」。

46ページ、47ページをお願いします。歳入歳出予算金額の総額に、それぞれ1億6,394万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,647億3,985万6,000円とするものです。

48ページ、49ページ。歳入です。概算前払金にかかる国庫補助の受け入れとしまして、第5款「国庫支出金」を新設し、1,020万円の補正を行いました。また、銀行からの借入金として、第6款「借入金」を新設し、1億5,374万8,000円の補正を行いました。

続きまして、50ページ、51ページの歳出です。同じく、概算前払金に伴う借入金償還金としまして、第3款「借入金償還金」としまして1億5,394万8,000円。第4款「諸支出金」として1,000万円を、それぞれ「目」を新設し、補正を行いました。

53ページをお願いします。12「令和2年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）の理事長の専決処分について」。

54ページ、55ページをお願いします。歳入歳出予算金額の総額に、それぞれ3億7,669万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1兆3,440億7,715万5,000円とするものです。

56ページ、57ページ。歳入です。先ほどの報告事項11と同様、概算前払金にかかる国庫補助の受け入れ先として、第4款「国庫支出金」に2,030万円、第5款「借入金」としまして、3億5,639万8,000円。それぞれ款を新設し、補正を行うものです。

58ページ、59ページ。歳出です。同じく概算前払金に伴い、第2款「借入金償還金」としまして3億5,669万8,000円、第3款「諸支出金」としまして2,000万円を、それぞれ「目」を新設し、補正を行いました。

61ページをお願いします。13「令和2年度大阪府国保連合会一時借入金の借入りの理事長の専決処分について」。概算前払金に伴う支払資金を調達するため、金融機関への一時借入金を行うものです。借入金は5億1,014万6,000円。借入先は株式会社三菱UFJ銀行、利率は0.86%です。借入期間は令和2年6月19日から令和3年3月31日まで。償還財源としまして、診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）、後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）。それぞれ歳入となります。なお、毎月の医療機関の精算ができ次第、随時償還をしていきます。

続きまして、議決事項になります。63ページをお願いします。議決事項1「令和2年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第1号）について」。歳入歳出予算の総額に、それぞれ765万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億9,087万円とするものです。これは、大阪府ヘルスアップ支援事業に係るデータ抽出業務に際し、KDBシステムの一部変更に伴い、大阪府からの追加の依頼に対して、抽出ツールのプログラム改修費や運用費について補正を行うものです。

66ページ、67ページをお願いします。歳入です。この事業に係る経費につきましては、大阪府にご負担いただくため、諸収入として765万5,000円の補正を行うものです。

68ページ、69ページ。歳出です。プログラム開発料とその他委託料として、運用に係る経費について補正を行うものです。

71ページをお願いします。議決事項2「令和2年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について」。歳入歳出予算の総額に、それぞれ125万円を増額し、歳入歳出予算総額を57億3,104万2,000円とするものです。診療報酬

概算前払金の実施に係る事業経費についても、国庫補助金の対象になることから補正を行うものです。

74 ページ、75 ページをお願いします。歳入です。概算前払金の事業補助の受け入れとして、第3款「国庫支出金」。125万円の補正を行うものです。

76 ページ、77 ページ。歳出です。概算前払事業に係るプログラム開発や事務経費等について、第1款「総務費」として125万円の補正を行うものです。

79 ページをお願いします。議決事項3「令和2年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について」。診療報酬と同じく、概算前払金の実施に係る事務経費について、国庫補助金の対応として補正を行うものです。

80 ページ、81 ページ。歳入です。歳入歳出予算の総額に、それぞれ125万円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億6,088万5,000円とするものです。

82 ページ、83 ページ。歳入の内訳です。診療報酬と同じく、概算前払金の実施に係る事務経費について、第2款「国庫支出金」として補正を行うものです。

84 ページ、85 ページ。歳出です。同じく前払金に係るプログラム開発や事務経費等について、第1款「総務費」として125万円の補正を行うものです。以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

どうぞよろしくお願いいたします。私からは、「令和元年度事業報告」について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

同じく、お手元、同じ資料をおめくりいただきまして、87 ページをお願いいたします。認定事項1「令和元年度大阪府国保連合会事業報告について」、認定を求めるものでございます。

89 ページをお願いいたします。少し読み上げます。本会におきましては、令和元年度の事業運営にあたり、第3期中期経営計画に掲げる保険者等への事業運営の支援、効率的・効果的な組織運営の確立、新たな課題への的確な対応。この3点の基本方針に基づき、保険者ニーズを踏まえた業務遂行、効率的な事業実施による歳出削減に努めてまいりました。事業計画に基づき実施した事業について、重点目標ごとに以下のとおり報告をいたします。なお、令和元年度事業につきましては、各部門においておおむね計画通りの実施ができたものと総括をしております。本日は時間の関係もございまして、特筆する内容にポイントを絞ってのご報告とさせていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」。(1) 審査支払業務の充実強化、3つ目の丸になります。10月からいわゆるあはき療養費受領委任分の審査支払業務を開始いたしました。施術者の記載誤り対応など時間を要するところもございましたが、従前から実施している柔道整復療養費の審査支払業務のノウハウを活かしまして、遅滞なく導入・運用を行いました。

おめくりをいただきまして、90 ページをお願いいたします。(5) 第三者行為損害賠償求償事務の充実。これも3つ目の丸になります。平成30年度から開始しました加害者直接求償事務につきましては、取扱件数、受領件数、受領金額ともに増加をしまして、多様な事案が拡大する中、円滑に事務を実施いたしました。

その下の2「効率的・効果的な組織運営の確立」の、(1) 財源の確保についてです。本会の審査支払業務につきましては、法人税課税対象となっており、剰余金を保有することができません。そのため、将来の新たな負担に対応するための財源確保が非常に難しい財務構造となっております。このことから非課税化の実現に向けまして、国保中央会・厚

生労働省・財務省に働きかけを行った結果、非課税化までには至りませんでした。経理規則の改正通知により、新たな積立資産が認められました。それが、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産。これを新たに創設いたしました。

91 ページをお願いいたします。3 「新たな課題への的確な対応」。(2) ビッグデータ利活用によるデータヘルス改革への取組みでございます。保険者で実施するデータヘルスの支援として、KDBシステムを用いました糖尿病性腎症対象者の概数や新規人工透析導入者数。これらの抽出手順等をホームページに掲載をいたしました。

次の(3) 地域包括ケアシステムの構築を支援する取組みにつきましては、令和2年度から実施されております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関連しまして、後期高齢者医療広域連合と連携をし、国保・後期の被保険者の紐づきの処理、国保・後期・介護のデータ突合を実施する保険者を増やすことにつなげることができました。また、介護保険担当者へのKDBシステムの概要説明を行ってまいりました。

次のページ、92 ページ。第1 「組織運営等に関すること」から119 ページ第4 「障害者総合支援事業に関すること」まで、具体的な事業の実施状況について、それぞれ記載をさせていただきます。

また、お手元の別途ご用意をしております、資料1 「令和元年度事業報告の概要」については、具体的な事業実施状況を要約しまして、審査支払状況などの件数や金額については、前年度比も記載をしておりますので、あわせてご参考としてご覧いただけますようお願いをいたします。私からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局

失礼します。各種決算状況につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案第3号の別冊の121 ページからとなりますが、何分多ページに渡りますことから、決算状況を抜粋しております、お手元の資料2 「令和元年度決算状況等及び主な増減理由等」について、ご説明させていただきます。

1 ページ、2 ページをお開きください。一般会計でございます。収入済額は12億5,041万2,052円、支出済額は11億5,813万1,492円です。内容につきましては、負担金、補助金、繰入金を収入とし、支出では職員端末のリプレース費用と、KDBシステム機器更改の費用を入札等により削減いたしております。

2 ページの表の右下。歳入歳出差引残額9,228万560円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

3 ページ、4 ページをお開きください。診療報酬の業務勘定でございます。収入済額は44億7,327万143円、支出済額は41億4,737万1,915円です。内容としまして、各種業務に係る手数料、事務費、補助金等を収入とし、支出ではオンライン請求システム機器更改等の延期による不用額及び保険者端末等の機器更改費用を入札等により削減いたしました。差引残額3億2,589万8,228円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

5 ページをお開きください。診療報酬の支払勘定で国保の診療報酬等を支払う通り抜きの会計でございます。また、この通り抜きの会計につきましては、予算編成時にあたりまして、年度途中で不足とならないように、月額予想額の13カ月分の多めの予算計上となっております。収入済額は6,880億6,132万7,475円、支出済額は6,879億9,675万916円です。内容は、10月からのあはき療養費を含みますが、被保険者数の減少、年2回の薬価の見直し、また出産についても出生率低下から減となっております。差引残額6,457万6,559円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

6 ページをお願いいたします。公費負担医療の支払勘定で、公費負担医療を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 290 億 5,944 万 8,698 円、支出済額は 290 億 2,793 万 4,994 円です。内容につきましては、後期高齢者医療制度への移行による受給者の減少に伴い減となっております。差引残額 3,151 万 3,704 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

7 ページをお開きください。抗体検査等費用の支払勘定で、抗体検査費用等を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 4 億 9,635 万 8,095 円、支出済額は 4 億 9,635 万 8,011 円です。内容は、風しん対策事業の取扱件数が国の想定より伸びが低かったことにより減となっております。差引残額 84 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

8 ページをお願いいたします。診療報酬の貸付金勘定で、保険者から診療報酬の支払資金不足のため、借入れ申し出があった場合、金融機関から借入れ、貸付を行う会計でございます。令和元年度は、貸付はございませんでした。収入済額の 125 万 8,649 円を、翌年度へ繰り越すものでございます。

9 ページ、10 ページをお開きください。後期高齢者の業務勘定でございます。収入済額は 37 億 6,909 万 8,335 円、支出済額は 36 億 1,242 万 1,527 円でございます。内容は、各種業務に係る手数料、補助金等を収入し、支出では後期高齢者医療請求支払システム機器更改の費用につきまして、入札等により削減いたしております。差引残額 1 億 5,667 万 6,808 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

11 ページをお開きください。後期高齢者の支払勘定で、後期高齢者の診療報酬を支払う通り抜けの会計でございます。収入済額は 1 兆 1,565 億 558 万 8,119 円、支出済額は 1 兆 1,564 億 8,860 万 3,651 円です。内容は、10 月からのあはき療養費を含みますが、取扱件数の伸びが低かったこと、また年 2 回の薬価の見直しから減となっております。差引残額 1,698 万 4,468 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

12 ページをお願いいたします。後期高齢者の公費負担医療の支払勘定で、公費負担医療を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 123 億 3,369 万 6,861 円、支出済額は 123 億 3,355 万 8,493 円です。内容は、11 ページの後期高齢者の支払勘定と同様の内容となっております。差引残額 13 万 8,368 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

13 ページをお開きください。第三者行為損害賠償求償事務の会計で、損害賠償金を保険者へ支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 22 億 689 万 9,662 円、支出済額は 21 億 7,623 万 8,398 円です。内容は、レセプトの特記事項欄の「10 第三者」というところがあるのですが、そちらの記載の必要性につきまして、医療機関等へ周知を行った結果、補正予算を組み、記載のとおりでございます。差引残額 3,066 万 1,264 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

15 ページ、16 ページをお願いいたします。特定健診の業務勘定でございます。収入済額は 3 億 8,813 万 663 円、支出済額は 3 億 5,382 万 7,012 円です。内容としまして、各種業務に係る手数料、補助金等を収入しまして、支出では特定健診データ管理システムの機器更改費用等を入札等により削減いたしております。差引残額 3,430 万 3,651 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

17 ページをお開きください。特定健診の支払勘定で、特定健診費用を支払う通り抜けの会計でございます。収入済額は 33 億 9,696 万 8,529 円、支出済額は 33 億 9,669 万 5,874 円です。内容としまして、取扱件数が想定伸びが低かったことによりまして減となっております。差引残額 27 万 2,655 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

18 ページをお願いいたします。特定健診の後期高齢者の支払勘定で、後期高齢者の健診費用を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 21 億 3,885 万 5,221 円、支出済額は

21 億 3,866 万 7,663 円です。取扱件数の増加が想定に満たなかったことにより減となっております。差引残額 18 万 7,558 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

19 ページ、20 ページをお願いいたします。介護保険の業務勘定でございます。収入済額は 40 億 55 万 9,590 円、支出済額は 39 億 462 万 4,447 円でございます。内容は、各種業務に係る手数料、補助金、受入金等を収入しまして、支出では介護保険審査支払等システム等の機器更改の費用、こちらも入札等により削減いたしております。差引残額 9,593 万 5,143 円を、翌年度へ繰り越すものでございます。

21 ページをお開きください。介護給付費の支払勘定で、介護給付費等を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 7,476 億 9,533 万 2,950 円、支出済額は 7,476 億 5,672 万 8,899 円です。こちらも取扱件数の増加が想定に満たなかったことにより減となっております。差引残額 3,860 万 4,051 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

22 ページをお願いいたします。公費負担医療の支払勘定で、公費負担医療を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は 128 億 5,618 万 7,514 円、支出済額は 128 億 5,569 万 5,768 円です。こちらも、取扱件数の増加が想定に満たなかったことにより減となっております。歳入差引の残額 49 万 1,746 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

23 ページ、24 ページをお開きください。障害者総合支援の業務勘定でございます。収入済額は 4 億 9,171 万 376 円、支出済額は 4 億 2,322 万 8,419 円であります。各種業務に係る手数料、受入金等を収入しまして、支出では障害者の総合支援給付審査支払等のシステム機器更改の費用を入札等により削減いたしております。差引残額 6,848 万 1,957 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

25 ページをお開きください。障害介護給付費の支払勘定で、障害介護給付費を支払う通り抜けの会計でございます。収入済額は 2,036 億 1,330 万 2,929 円。支出済額は 2,036 億 899 万 849 円であります。取扱件数の増加が想定に満たなかったことにより減となっております。歳入差引残額 431 万 2,080 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

26 ページをお願いいたします。障害児給付費の支払勘定で、障害児給付費を支払う通り抜けの会計であります。収入済額は 431 億 3,497 万 5,457 円。支出済額は 431 億 3,474 万 4,519 円であります。こちらも、取扱件数の増加が想定に満たなかったことにより減となっております。差引残額が 23 万 938 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

27 ページをお開きください。退職金特別会計で、各会計から退職積立金等を繰り入れ、退職手当金を支出する受払いの会計でございます。収入済額は 3 億 1,334 万 1,528 円、支出済額は 3 億 1,334 万 1,528 円です。内容は、定年退職者数の減により、退職手当金及び積立金が減となっております。差引残額はゼロでございます。

恐れ入りますが、議案第 3 号の一番分厚い別冊をお願いいたしますののですが、403 ページをお開きください。403 ページに「会計別決算表」を載せております。

同じく、407 ページ、408 ページに「財産目録」を掲載しております。

また、7 月 1 日に監事による監査をしていただき、その監査報告は、411 ページに載せております。

また、監査法人による監査報告書については、412 ページから掲載しております。なお、総会では監事を代表して、大阪府整容国民健康保険組合理事長から、監査報告を行っていただく予定としております。

恐れ入ります。最後に、資料 3 といたしまして、「令和元年度の財務諸表」を載せております。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。最後に403ページ。今説明されていましたが、後期高齢者の特別会計で、令和元年度は支払いが1兆1,000億円となっていますが、我々国保が6,880億というのは、約倍近く後期が増えているわけですか。どういうことですか。私は後期高齢者医療広域連合の副連合長もしているのですが、大阪府では75歳以上の人の健康な人も含めて、1人当たり医療費が100万円を超えているということなのです。今事業報告でありましたが、私はあんま、マッサージ、はり灸について、レセプト点検をもっと徹底的に見直しをしてくれということを事務方をお願いをいたしております。これは、もう天井知らずで医療費が伸びていくという不安があります。それで、専務以下、事務局長以下、みんな頑張ってくれて、いろいろな見直しを進めてくれているところです。みんなも力を合わせてこの国民健康保険、そして後期高齢者医療を守っていく必要があると思いますので、皆さんご協力をお願いいたします。

ただいま、結構時間がかかりましたが、事務局から提案理由の説明が終わりました。何か、皆さんご意見ありますか。どうぞ。

阪南市

せっかくの機会なので、質問させていただきます。よろしくお願いします。

32ページのところの、今回繰越明許をされるということを書かれていますが、本来ならこの4月からシステムを切りかえするというので、これは一部帳票によってシステムの仕様の対応ができないことが判明したためと書いてあるのですが、こういうのは普通計画的にやっていたらできるのではないかと思います。なぜこれが仕様でないということがわかった経過と、それに対して、4月から本来なら行うべきものを遅らせることによる影響はないのかどうか、少しお伺いします。

事務局

すみません、議長よろしいですか。よろしくお願いします。

ご存じのとおりというか、ここに記載のとおり、電子帳票システムですが、おっしゃられたとおり、普通に開発案件として取り組んでいければ、4月に間に合っていたところではあるのですが、最終段階にきまして、一部帳票にやはり不具合があるということで、対応ができなかったという状況になりました。そこにつきましては、一から見直す中でよりよいものということで見直しを図り、もともと快速サーチャーと呼ばれるものですが、そちらで対応していたものを、より経費削減ということで、違うシステムを開発を進めていたのですが、そちらに不具合があったということで、今やっているシステムを使うことで、保険者の皆さんには影響はないということの判断と、あと新しい開発業者については、そのあたりの費用弁償も含めまして、協議した上で、しっかりと時間をかけて新しいシステムに取り組むということで、年度をまたがせていただいたという経過になっております。

議長

これでいいですか。

阪南市

そうですね。適切にこれから対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。おきます。

あと、68ページのところで、先ほど調査研究費。大阪府からプログラムの変更の依頼があって、それを今度は補正するという話がありましたが、765万5,000円ですね。どうい

った内容の、大阪府からの依頼だったかを教えてもらえますか。

議長

はい。

事務局

すみません。続いて、ご答弁させていただきます。実はこの中身を細かく言いますと2点ございまして、1つは保健事業の対象者の抽出ツールというものを改修するという事で、前段でKDBシステムの一部変更があって、それに伴って、もともとあった大阪府のツールについても影響があるということで改修が必要になったということで、予算は組んでいたのですがプラスアルファの部分が出てきた。それに加えて、大阪府から別途改修するのであればということで、資格喪失者を出力対象外とする対応も、あわせてお願いしたいという要望がありました。

それと、この事業の中の地域差見える化支援事業というものがあるのですが、それも大阪府さんで平成30年度に開発したツールがございまして、それはそのときに単年度の平成30年度だけの対応で開発したいということでやっていたのですが、今回改めてもう一度使いたいというところで、これもプログラム改修費用として、もともと予算を組んでいたのですが、それにあわせて、また大阪府からの追加要望で、今まで国保の被保険者分のみを抽出していたのですが、後期高齢者の情報も抽出したいというところの要望と、それにあわせて、もともと1年限りと言っていたものが今回もということで、それだったら今後も含めて大丈夫なのかという話をしたときに、次年度以降も継続利用できるような改修をあわせてお願いしたいということで、少し改修費用がかさんだということで、いずれも大阪府さんの要望によりまして、費用も出すからということで請け負ったという状況にございます。

阪南市

すみません。それは市町村には、まったく影響はしないというか、そのシステムを使うことによって市町村がよくなるとか、そういったものではないのですか。

事務局

そうですね。そのあたりにつきましては、また大阪府さんがこれをどのように活用されていくのかということも含めまして、大阪府さんの事業ですので、どのような形になっていくのかというのはあるのですが、地域差見える化支援事業のそのあたりのことも含めまして、今保険者協議会の関係であったり、各種保険者の保健事業、健康事業、そのあたりについても活用をできるかどうか、また昨日も評価委員会があったのですが、そのあたりも一部声はいただいておりますので、広げていけるような形で、大阪府さんとは確認をしていきたいと思っています。また、もともと単年度でというようなツールであったりとかしていますので、今後先を見据えての話になるかどうかも含めまして、話をしていきたいと思いますが、今段階ではそのあたりの市町村への影響というところについては、把握はできていないというような状況です。申し訳ございません。

議長

どうもありがとうございました。

阪南市

続いて、よろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

阪南市

続いて、89 ページですが、89 ページの、先ほどあはきの関係の部分で導入・運用を行ったということで、かなりこのあはきの分であったり、柔道整復療養費であったり、審査もとても重要だと思えますし、この医療費がかなり年々増加しているのは課題とは思っているのですが、今回、導入・運用を行ったことによる効果というのは、具体的にどのような効果があるのでしょうか。

事務局

受領委任の制度が始まったということで、各市町村さんから委託を受けて、それまでバラバラでされていた事務を、連合会で審査支払業務として受託をさせていただくことで、審査の基準等につきましても、大阪府さんと十分事前の調整をして審査基準の統一化も行ってまいりました。そういった意味では各保険者さんにおける、手間という言葉が悪いかもしれませんが、業務の軽減等に連合会に委託いただくことで、つながっていったかと思っております。

阪南市

大変重要なことだと思いますので、さらに医療費の適正化も必要なので頑張っていたきたいと思います。

続いて、あと 91 ページですが、この 91 ページのところも、先ほど 3 番の (2) ビッグデータの利活用によるデータヘルスの取組みというところで、この KDB システム、うちの担当に聞いてもなかなか使い方が難しくわかりづらいということもあって、この手順をホームページに掲載したとあるのですが、その使い方の具体的なマニュアルとか研修とか、そういったのもやっていたらいいのでしょうか。

事務局

すみません。このあたりにつきましても、いろいろなところからご意見、ご質問をいただきながら、KDB システムを何とか使えるようにということで理解しているところです。連合会としましても、宝の持ち腐れにならないようにということで、できるだけご活用いただけるような形で研修の充実等は今考えているところですが、何分この今回新型コロナウイルスの影響もございまして、研修がなかなか開けないというところで、ではどういった対応ができるかなというところを今模索している状況で、この新型コロナウイルスの影響もいつまで続くのかということも様子を見させていただいている状況でありまして、ただ申し上げましたように、この KDB システムをいかに活用していただけたところが非常に大きなポイントになってくるかと思っていますので、より一層研修の充実につきましては、早急に詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

阪南市

すみません。最後に要望ですが、最後、決算を見させてもらったら説明もありましたが、

かなり予算と決算額が乖離しているところなどもあるので、適正な予算を立てていただけたらということで、これは要望です。以上です。

議長

ほかにありますか。ありませんか。それでは、質問は打ち切ります。

ただいまの質疑の中でありましたように、医療費の適正化。これは何よりも大切だと私も思います。それと、KDBシステムのもう少しやはり研修なり、市町村への啓発活動、やはり今新型コロナウイルスで大変なことはわかりますが、もっとこのシステムを有効に使えるように、また事務局も考えておいてください。

それでは、質問もないようでございますので、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございました。本件は、原案どおり、第1回の通常総会に付議することといたします。

次に、議案第4号につきまして、事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第4号でございます。「令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について」でございます。「令和2年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会」を、次のとおり招集する。

1. と き 令和2年7月30日(木)午後2時
2. ところ 本会連合会3階会議室

以上でございます。

議長

ただいまの事務局からの説明、何かご意見、ご質問ありますか。

これはないですね。みんなも7月日程、出席をよろしく願いをいたします。

以上で、本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。

事務局から何かございますか。

事務局

すみません。後ろからになるのですが、申し訳ございません。

貴重なお時間をいただきまして、1点ご報告させていただきます。冒頭、理事長のごあいさつにも少し触れていただいたのですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、委託業務について1点ご報告させていただきます。国の第二次補正予算が6月12日に成立いたしました。その中で今回、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業というのが1つ。それともう1点、医療機関や薬局等における感染拡大防止等支援事業。この2つの事業に対しまして、大阪府から委託業務として要請がございました。具体的には、慰労金交付事業につきましては、病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護・障害の事業所など、都道府県から役割を設定されているかどうか、また感染者に診療を行ったかどうか、接触したかどうかなどによって、20万円、10万円、5万円が、それぞ

れ従事されている個人に対して支給されるというものになります。

もう1点。支援事業につきましては、新型コロナウイルス対策といたしまして、消毒等の環境整備、混雑を生じさせないための予約診療や整理券の配布、また患者同士の接触を避けるための動線の確保などに係る費用を、これは医療機関等に対しまして、実費を補助するといったものになります。この2つの事業の実施主体は都道府県になりますが、処理の一部であります申請書の受付業務、大阪府で支給が決定された慰労金、支援金の振込業務、いわゆるこれらの事業の入口と出口の部分の処理を大阪府と調整を行い、連合会に委託されるということになりました。それに伴いまして、かかった費用は全額大阪府からいただけるということになっておりますが、そういう意味では連合会の持ち出しはありませんが、何百億円という金額の出入りが発生することから、一部、国から一般会計の中で処理を下さい等々の指示もあり、それらで補正予算を組む必要が出てまいります。本来でしたら、本日の理事会ならびに30日に予定しております総会においてお諮りするべきところではございましたが、詳細が今詰めているところで決まってこず、スケジュール的に間に合いませんでした。また、今後の対応といたしましては、本来でしたら、詳細が決定次第、速やかに理事会、総会を開催し、皆さんにお諮りするべきところではございますが、大阪府から支給されるお金が連合会に振り込まれる予定の8月20日ごろまでに補正予算を成立させる必要があるなど、迅速な対応が必要となる事業でございますので、連合会規則第32条の2に基づきまして、理事長の専決処分をさせていただくことを今想定して、調整をさせていただいているところでございます。状況が整いましたら、また理事長にご相談させていただきながら、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その場合、次の理事会、総会、来年の2月開催を今のところ予定となりますが、そこで改めてご報告させていただきたいと思ひます。私からは、以上です。

議長

ありがとうございます。

本日は、長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございます。

最後に、事務局から、大阪府の関係、国の関係で専決の話がありました。第一次補正予算、第二次補正予算、皆さんの市役所、役場でも同じだと思いますが、ほとんど専決、市長専決で物事を進めています。もう本当に急な対応ばかりですが、今回のただいま説明がありました大阪府と連合会との関係につきましても、専決処分して時期を逸することなく、前に進めていきたいと思ひますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

本日は理事会、誠にありがとうございました。

閉会時刻 午後3時6分